

(案)

秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月

秋 田 市

目次

第1部	はじめに	1
第2部	新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な方針	
第1章	新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方	6
第1節	新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	6
第2節	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	7
第3節	新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項等	10
第2章	新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	12
第1節	市行動計画における対策項目等	12
第2節	複数の対策項目に共通する横断的な視点	16
第3章	新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	17
第3部	新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組	
第1章	実施体制	19
第1節	準備期	24
第2節	初動期	25
第3節	対応期	26
第2章	情報収集・分析	39
第1節	準備期	39
第2節	初動期	40
第3節	対応期	41
第3章	サーベイランス	44
第1節	準備期	44
第2節	初動期	46
第3節	対応期	47
第4章	情報提供・共有、リスクコミュニケーション	48
第1節	準備期	48
第2節	初動期	50
第3節	対応期	51
第5章	水際対策	52
第1節	準備期	52
第2節	初動期	52
第3節	対応期	52
第6章	まん延防止	53
第1節	準備期	53
第2節	初動期	54
第3節	対応期	55

第7章	ワクチン	57
第1節	準備期	57
第2節	初動期	59
第3節	対応期	61
第8章	医療	63
第1節	準備期	63
第2節	初動期	66
第3節	対応期	67
第9章	治療薬・治療法	69
第1節	準備期	69
第2節	初動期	69
第3節	対応期	69
第10章	検査	70
第1節	準備期	70
第2節	初動期	71
第3節	対応期	72
第11章	保健	73
第1節	準備期	73
第2節	初動期	77
第3節	対応期	79
第12章	物資	84
第1節	準備期	84
第2節	初動期	84
第3節	対応期	84
第13章	市民の生活および市民経済の安定の確保	85
第1節	準備期	85
第2節	初動期	87
第3節	対応期	88
注釈一覧		90

第1部 はじめに

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、新型インフルエンザ等の新たな感染症（以下「新興感染症¹」という。）との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした感染症が時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎として発生後、世界中に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）は、令和2年1月に日本国内で最初の感染者が確認された。

本市においては、令和2年3月6日に市内1例目の感染者が確認され、同日、「秋田市危機管理対策本部」を設置し、新型コロナに関する市民への情報提供や緊急事態宣言への対応など、市を挙げて各種対策が講じられた。

以後、5類感染症へ移行する令和5年5月7日まで、感染者数は疑似症365人を含め計63,762人に達した。その間、新型コロナは病原体の変異を繰り返して感染拡大を起こし、多くの市民や医療機関、関係団体、事業者等が、様々な立場や場面で感染症危機と向き合うこととなった。このことは、新興感染症が市民の生命および健康の大きな脅威となるだけでなく、社会経済活動を始めとする市民生活の安定に大きな影響を及ぼすことを浮き彫りにし、感染症の世界的流行に対し、危機管理として社会全体で対応する必要があることが示唆された。

こうした経験から、人々が常に新興感染症の発生のおそれ直面していることや、世界的流行のスピードが速いことを改めて認識し、平時から感染症危機に対応できる体制を整備していくことが重要になる。

国は、新型コロナへの対応の経験や課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指し、令和6年7月「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）の全面改定を行い、秋田県においても、令和7年3月「秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を改定した。

これを受け、秋田市においても、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には迅速かつ着実に必要な対策を実施していくため、「秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を改定する。

1 新興感染症：かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、そのまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあり、公衆衛生上問題となる感染症。

【市行動計画の概要】

1 市行動計画の位置づけ

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条に基づく法定計画であり、県行動計画および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく「秋田市感染症予防計画」と整合性を図り、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策等を示すものである。

感染症危機対応において、国は基本的な方針を策定し、県、市は地域の実情に応じて特措法や感染症法に基づきそれぞれの役割を担う。特に、幅広い政策分野においてきめ細かな対応が求められる新型インフルエンザ等対策を推進するためには、国・県・市が相互に連携しながらそれぞれの役割を果たしていくことが重要であり、市は、平時から県とまん延防止等に関する協議を行い、連携体制の構築を図る。

図1 市行動計画の根拠法と位置づけ

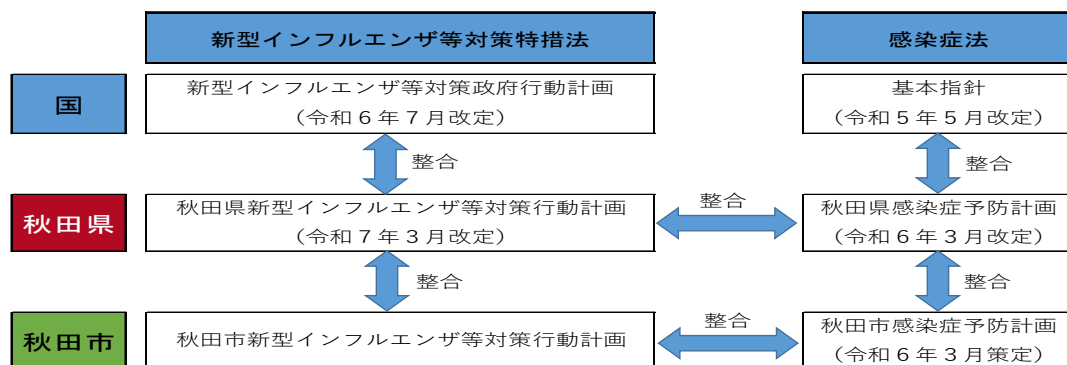
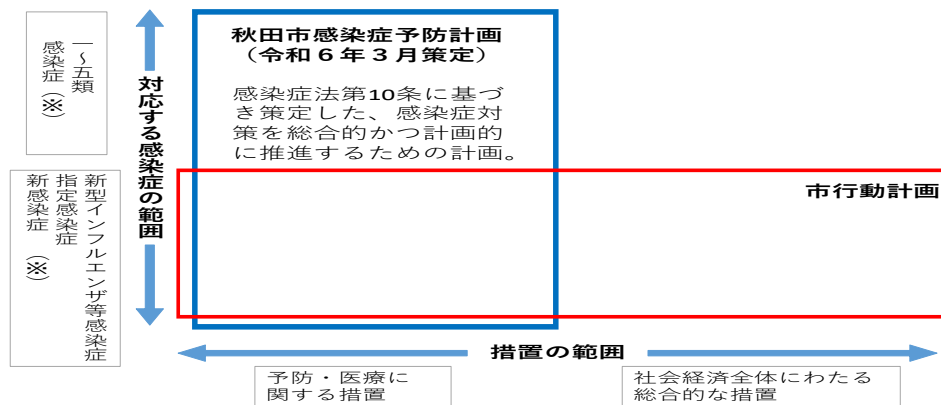


図2 市行動計画が対象とする感染症と措置の範囲



(※)感染症の分類については表1参照

表1 感染症法の対象となる感染症の分類

分類	規定されている感染症	分類の考え方
1 類感染症	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等	感染力および罹患した場合の重篤性からみた危険性が極めて高い感染症
2 類感染症	結核、SARS、MERS、鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9) 等	感染力および罹患した場合の重篤性からみた危険性が高い感染症
3 類感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等	特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症
4 類感染症	狂犬病、マラリア、デング熱 等	動物、飲食物等の物件を介して人に感染する感染症
5 類感染症	インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス)、性器クラミジア感染症 等	国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症
(危機管理のための類型)		
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症	<ul style="list-style-type: none"> ●インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち新たに人から人に伝染する能力を有することとなったもの ●かつて世界的な規模で流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているもの
指定感染症	※政令で指定	現在感染症法に位置づけられていない感染症について、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、措置を講ずる必要があるもの
新感染症		人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの

2 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、発生した新たな感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

① 新型インフルエンザ等感染症

- ・インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を有することになったもの。
- ・かつて流行したインフルエンザ又はコロナウイルス感染症であって、その後流行することなく長期間が経過しているもの。

② 指定感染症

- ・現在感染症法に位置づけられていない感染症で、1～3類、新型インフルエンザ等感染症と同等の危険性があり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。

③ 新感染症

- ・人から人に感染する未知の感染症で、罹患した場合の症状が重篤であり、かつ、まん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

3 市行動計画の対策項目等

市行動計画は、対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載を3期（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の記載を充実させる。

図3 市行動計画の改定前後の比較

これまでの計画：対策6項目	改定後の計画：対策13項目
①実施体制	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析 ③サーベイランス
③情報提供・共有	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
④予防・まん延防止	⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン
⑤医療	⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健
⑥市民生活および市民経済の安定の確保	⑫物資 ⑬市民生活および市民経済の安定の確保

市行動計画は、政府行動計画、県行動計画の改定を踏まえ、おおむね6年ごとに改定についての検討を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、前記の期間にかかわらず、市行動計画の見直しを適時適正に行うこととする。

第2部 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な方針

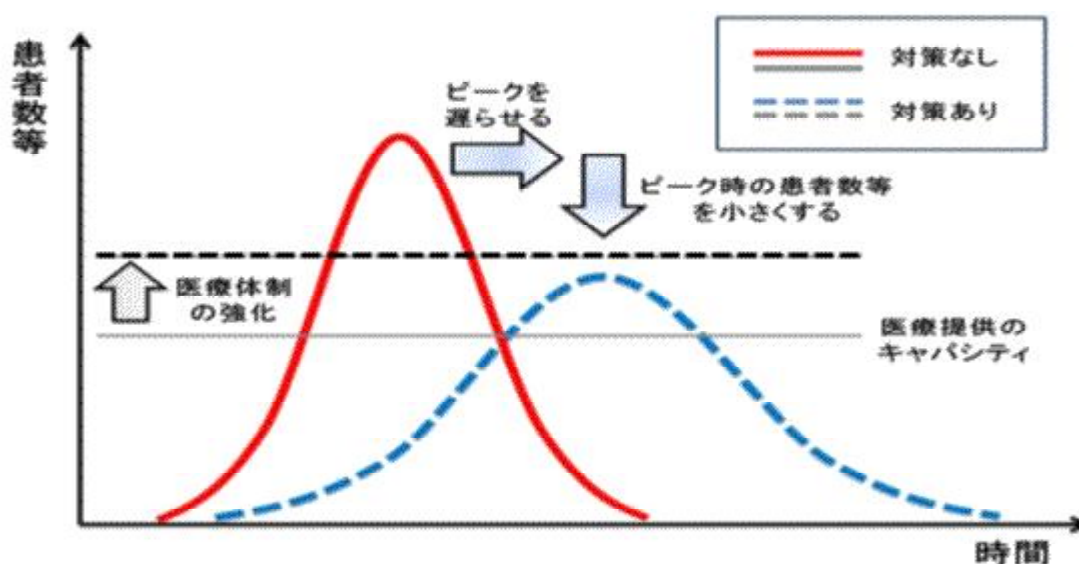
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等患者²の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。
 - ・流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・患者数等をなるべく少なくして治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

図4 対策の効果・概念図



- 2 市民生活および市民経済におよぼす影響が最小となるようにする。
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活および市民経済の安定を確保する。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・業務継続計画（BCP）³の策定や実施等により、医療提供体制又は市民生活および市民経済の安定維持に努める。

2 患者：新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものおよび無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

3 業務継続計画（BCP）：不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

1 段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを、予防や準備等の事前準備の時期（準備期）と、発生後の対応のための時期（初動期および対応期）の3期に分けて対応を行う。

感染症の特徴、感染症危機⁴の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期および対応期については、以下のように区分し、対策の柔軟かつ機動的な切替えを行う。

(1) 準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階。訓練等、事前の準備を行う。

(2) 初動期

国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。基本的対処方針⁵が定められこれが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

(3) 対応期

新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定された以降の段階。対応期は、更に次の4つの時期に分けて考えることができる。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン⁶等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意する。）。

4 感染症危機：国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命および健康ならびに国民生活および国民経済に重大な影響がおよぶ事態。

5 基本的対処方針：特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

6 プレパンデミックワクチン：将来パンデミック（感染症の世界規模での流行）を生じるおそれが高く、あらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える（ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。）。

エ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること、新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する。

2 社会全体で取り組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と、医療対応を組み合わせる行う。

医療対応以外の対策は、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

図5 市行動計画の対策時期と県予防計画による医療体制

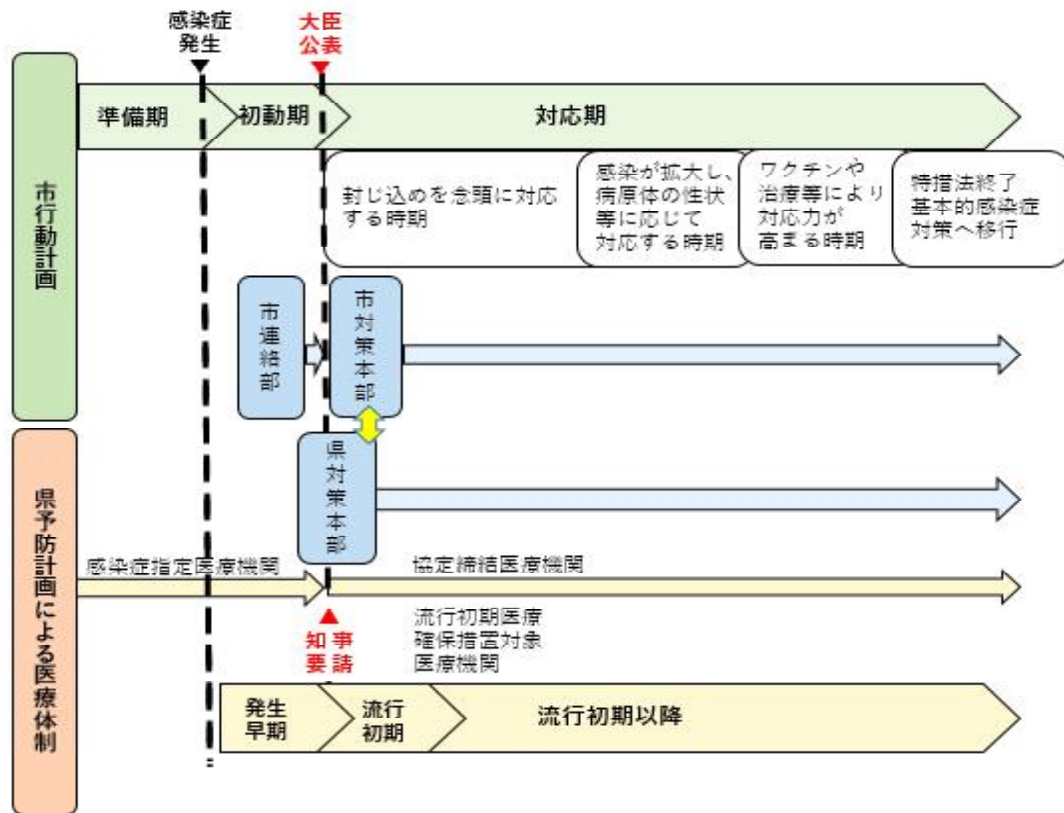


表2 市行動計画の新型インフルエンザ等の対策時期

時期	感染症の発生状況	
準備期	新型インフルエンザ等の発生前の時期	
初動期	国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる感染症の発生を探知して以降、政府対策本部の設置、基本的対処方針の決定、新型インフルエンザ等発生の大任公表 ⁷ までの時期	
対応期	封じ込めを念頭に 対応する時期	新型インフルエンザ等の病原体の性状について、限られた知見しか得られていない時期
	病原体の性状等に 応じて対応する時期	新型インフルエンザ等に関する知見の集積により、病原体の性状が徐々に明らかとなる時期
	ワクチンや治療薬により 対応力が高まる時期	ワクチンや治療薬が普及し、新型インフルエンザ等への対応力が高まる時期
	特措法によらない 基本的な感染症対策に 移行する時期	新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染対策に移行する時期

7 大臣公表：特措法第14条に基づき、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨の公表。

第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項等

1 市は、特措法その他の法令、市行動計画等に基づき、対策を実施する場合、次の点に留意する。

(1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行い、市民の生命および健康の保護と社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(2) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重し特措法による要請や行動制限は最小限とし、誹謗中傷等人権侵害が生じないように取り組む。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、県と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(4) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

高齢者が多い本県では、新型コロナ対策で構築した社会福祉施設等と医療機関との連携体制を引き続き確保しつつ、施設職員に対する感染症の予防、まん延防止のための研修を実施して、対応力の強化を図る必要がある。そのため、県と連携し、実地指導、感染対策に関する助言を行うことのできる感染制御指導者ならびに自施設において感染制御を推進する者を育成する。

(5) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、避難所施設の確保等や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制の整備を進める。

感染症危機下で災害が発生した場合には、市は県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(6) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、市における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

2 市行動計画の実効性を確保するための取組

(1) 多様な主体の参加による実践的な訓練の実施

市は、訓練・研修の実施や、それに基づく点検や改善が継続的に取り組まれるよう、医療関係団体・社会福祉施設等をはじめとした各種団体との連携や協力を進める。

(2) 定期的なフォローアップと見直し

政府行動計画および県行動計画の改定を踏まえて、おおむね6年ごとに市行動計画の改定を行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生した場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に市行動計画の見直しを行う。

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である、
①感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命および健康を保護する
②市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする
を達成するための具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・分析
- (3) サーベイランス
- (4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- (5) 水際対策
- (6) まん延防止
- (7) ワクチン
- (8) 医療
- (9) 治療薬・治療法
- (10) 検査
- (11) 保健
- (12) 物資
- (13) 市民生活および市民経済の安定の確保

2 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的の達成に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

(1) 実施体制

平時から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。新型インフルエン

ザ等の発生時に、平時における準備を基に、市対策本部を中心に政策を実施し、感染拡大を可能な限り抑制する。また、全庁を挙げて体制を整備するとともに、外部委託の活用などにより必要な人員を確保し、対策を実施する。

(2) 情報収集・分析

平時から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備する。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析を実施し、対策の判断につなげられるようにする。

(3) サーベイランス⁸

平時から、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事⁹の感染症サーベイランスを実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

(4) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション¹⁰

平時から、国および県が提供・共有する情報を活用して、市民等とのリスクコミュニケーションのあり方を整理し、体制整備や取組を進める。

(5) 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、国が実施する検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を支援することにより、医療提供体制等の確保等の対策に対応する準備のための時間を確保する。

(6) まん延防止

強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、国および県が行うまん延防止等重点措置¹¹や緊急事態措置¹²を踏まえて対策を実施する。

8 サーベイランス：調査、監視。感染症サーベイランスは、感染症の発生状況(患者および病原体)のレベルや流行状況の調査、把握をすることを指す。

9 有事：新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から、特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

10 リスクコミュニケーション：個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念。

11 まん延防止等重点措置：特措法第2条第3号に規定する、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

12 緊急事態措置：特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命および健康を保護し、ならびに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

(7) ワクチン

市は、県、医療機関、事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、ワクチンの迅速な供給および接種を行う。

(8) 医療

平時から、関係機関と連携し、感染症医療を提供できる体制整備に協力する。感染症危機時には、県と連携し通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制の確保に努める。

(9) 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に有効な治療薬の開発および治療法が確立できるよう、国が主導する研究開発へ協力するとともに、県と連携し、確立された治療法が必要な患者へ公平に届くことを目指した対応を行う。

(10) 検査

新型インフルエンザ等の発生当初から検査拡充等の体制を迅速に整備する。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、検査体制を見直していく。

(11) 保健

平時から、秋田市感染症対策連携協議会を活用して対策を講ずる。

市は、検査の実施およびその結果分析ならびに積極的疫学調査¹³による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から市民に対する情報提供・共有を担う。

また、市は、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT¹⁴の活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

(12) 物資

平時から、市における感染症対策物資等¹⁵の備蓄等を推進する。

13 積極的疫学調査：感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにするために行う調査。

14 ICT：情報や通信に関する技術の総称。

15 感染症対策物資等：感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材。

(13) 市民生活および市民経済の安定の確保

平時から、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

さらに、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活および市民経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。加えて、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

以下の1から5までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮する。

1 人材育成

平時から、中長期的な視野で専門性の高い人材の育成を進めつつ、幅広い人材を対象とした訓練や研修等を行い、人材の裾野を広げる。

市は、感染症対策の専門家の養成を進めるほか、保健所等の人材の確保および育成やキャリア形成の支援に取り組む。

また、県と連携し、I H E A T要員¹⁶の確保や育成等にも継続的に取り組む。

2 国と地方公共団体との連携

平時から、国や県との連携体制構築に努め、新型インフルエンザ等の発生時には、市民、事業者、関係機関等に対して適切な情報提供・共有を行う。

3 DX（デジタル・トランスフォーメーション）¹⁷の推進

新型コロナ対応を踏まえ、医療DXを含め、感染症危機への対応に備えたDXを推進していく。

さらに、DX推進に必要となる、人材の育成やデータ管理のあり方の検討を進める。こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等にも配慮した、市民「一人ひとり」への適時適切な情報提供・共有を行う。

4 研究開発への支援

国や国立健康危機管理研究機構（以下「J I H S」という。）¹⁸、医療機関、関連する学会、大学等の研究機関、製薬関連企業等の研究開発の推進に協力する。

5 国際的な連携

新型インフルエンザ等は、国境を越えてグローバルに広がるものであり、対応に当たっては国際的な連携が不可欠である。そのため、国による国際的な連携強化に基づく情報等を対策に活用する。

16 I H E A T要員：地域保健法第21条に規定する業務支援員。「I H E A T」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。

17 DX：デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。

18 国立健康危機管理研究機構（J I H S）：国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する専門家組織。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。

第3章 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策の推進にあたっては、国、県、市、医療機関、事業者、市民等がそれぞれの役割を果たし、互いに協力して感染拡大防止に努めることが求められる。

1 国の役割

- ・地方公共団体および指定（地方）公共機関¹⁹等への支援
- ・WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

2 県の役割

- ・業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・情報提供・共有体制の整備
- ・発生時の行政手続等のDXの推進
- ・医療機関と病床確保等の医療措置協定²⁰締結
- ・検査機関、医療機関と検査等措置協定²¹締結
- ・宿泊施設等の措置協定締結
- ・県内保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

3 市の役割

- ・情報提供・共有体制の整備
- ・発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ワクチンの接種
- ・市民の生活支援（要配慮者への支援）
- ・市保健所の対応や検査体制等の準備

4 医療機関の役割

- ・県との医療措置協定締結
- ・院内感染対策の研修
- ・周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・感染症対策物資等の確保

19 指定（地方）公共機関：特措法第2条第7号に規定する指定公共機関および同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

20 医療措置協定：感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

21 検査等措置協定：感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

- 5 指定（地方）公共機関の役割
 - ・特措法に基づく対策の実施
- 6 登録事業者²²の役割
 - ・事業継続等の準備
- 7 一般の事業者の役割
 - ・マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄
- 8 市民の役割
 - ・健康管理
 - ・基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
 - ・マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
 - ・感染症に関する情報への理解と人権尊重

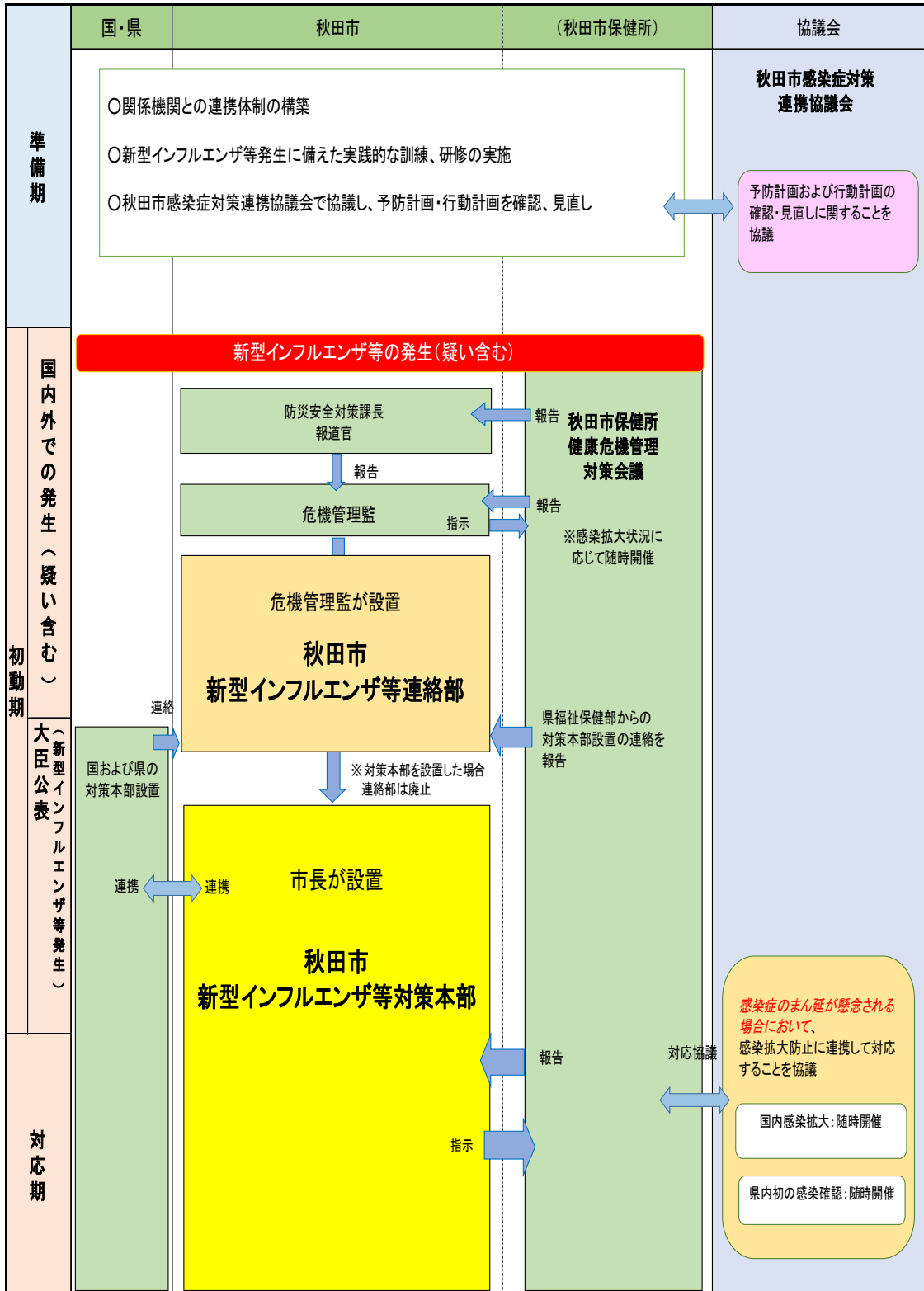
22 登録事業者：特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組
第1章 実施体制

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、あらかじめ関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

初動期には、市新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、市および関係機関における対策の実施体制を強化する。

図6 新型インフルエンザ等の発生段階における本市の実施体制フロー



(本市の実施体制に関わる対策本部、連絡部、会議、協議会)

秋田市新型インフルエンザ等対策本部

- 1 対策本部は、県対策本部が設置されたときに速やかに市長が設置する。
- 2 対策本部は、次の事項を所掌する。
 - ・市対応策の決定等に関する事
 - ・新型インフルエンザ等に関する情報の収集・分析に関する事
 - ・初動対策の決定に関する事
 - ・県との連携に関する事
 - ・新型インフルエンザ等のまん延防止および医療の確保に関する事
 - ・通信、交通、ライフライン（電気、ガス、水道など）の機能確保に関する事
 - ・社会活動等の自粛および企業活動の抑制に関する事
 - ・食料、生活必需品の確保・配給に関する事
 - ・市民および関係機関・団体に関する情報提供に関する事
 - ・その他市対策本部において必要とする事項
- 3 対策本部は、次に掲げる職員で構成する。
 - ・本部長 市長
 - ・副本部長 副市長
 - ・危機管理監 危機管理監
 - ・本部員 秋田市危機管理計画「危機管理対策本部員名簿」に掲げる各部局長等
- 4 対策本部は、本部長、副本部長および本部長がその都度必要と認めた本部員で構成し、本部長が開催する。
- 5 本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。
- 6 対策本部は、必要に応じて、本部長が招集する。
- 7 本部長は、必要があると認めるときは、市対策本部に関係機関の長の出席を求めることができる。
- 8 保健所は、新型インフルエンザ等に関する情報収集および分析の結果等を対策本部へ報告する。
- 9 対策本部の事務局は、総務部、保健所が行う。

秋田市新型インフルエンザ等連絡部

- 1 国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、対策本部設置に至らないが、情報の収集・伝達および関係課所室の対策の調整が必要な場合、連絡部を設置する。
- 2 連絡部は、次の事項を所掌する。
 - ・危機管理監への報告
 - ・情報の収集および共有
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・対策実施のための業務継続計画（BCP）の確認および諸調整
 - ・その他必要とする事項
- 3 連絡部は、次に掲げる職員で構成する。
 - ・部長 危機管理監
 - ・副部長 保健所長、総務部次長、防災安全対策課長
 - ・部員 秋田市危機管理計画「危機管理連絡部構成員名簿」に掲げる各部局主幹課長の中から危機管理監が必要と認める職員、危機管理監がその都度必要と認める関係課所室又は関係機関の職員
- 4 連絡部は、危機管理監が招集し、開催する。
- 5 連絡部の庶務は防災安全対策課、保健総務課、健康管理課が行う。
- 6 対策本部が設置されたときは、連絡部を廃止する。

秋田市保健所健康危機管理対策会議

- 1 国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあり、国からの情報提供があった場合、情報の共有を迅速に行うため、秋田市保健所健康危機管理基本指針に基づき、対策会議を開催する。
- 2 対策会議は、次の事項を所掌する。
 - ・情報の共有およびその分析の実施
 - ・保健所各課の役割の決定
 - ・保健所長から指示された事項に対する具体的な対応策および実施状況の報告
 - ・危機管理監、防災安全対策課長、報道官への報告
 - ・新型インフルエンザ等対策本部が設置された場合は、対策本部への情報

収集および分析の結果等の報告

- 3 対策会議は、次に掲げる職員で構成する。
 - ・議長 保健所長
 - ・副議長 保健所次長
 - ・委員 保健総務課長、健康管理課長、保健予防課長、衛生検査課長
 - ・その他議長が必要と認める者
- 4 対策会議は、議長が招集し開催する。
- 5 対策会議の事務局は、保健総務課が行う。
- 6 新型インフルエンザ等の流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策へ移行したときは、対策会議を廃止する。

秋田市感染症対策連携協議会

新型コロナウイルス感染症での対応から、秋田市の感染症対策を協議する場が必要であることが課題として挙げられた。このことを踏まえ、関係機関と連携体制を構築し、感染症対策に関する情報共有および協議を行う場として、令和7年に「秋田市感染症対策連携協議会」を設置した。

- 1 役割
 - ・平時より、関係機関と感染症の発生予防・まん延防止の施策の実施に関し必要な情報を共有し、協議する。
 - ・新興感染症等発生時の有事に、迅速な対応を可能とする体制を構築し、感染症対策の取組を強化する。
- 2 主な協議内容
 - ・市予防計画および市行動計画等の策定および推進に関すること。
 - ・感染症対策実施に当たっての連携協力体制の整備および推進に関すること。
 - ・本市の感染症の動向および感染症対策の状況と課題に関すること。
 - ・感染症法改正等の情報提供に関すること。

第1節 準備期

1 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(保健所、総務部、消防本部)

2 市行動計画等の策定や体制整備・強化

(1) 市は、市行動計画を策定・変更する。その際、あらかじめ、秋田市感染症対策連携協議会その他感染症に関する専門的な知識を有する学識経験者の意見を聴く。(保健所)

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画(BCP)を策定・変更する。(全部局)

(3) 市は、特措法の定めのほか、秋田市新型インフルエンザ等対策本部に關し必要な事項を条例(秋田市新型インフルエンザ等対策本部条例平成25年3月21日)で定める。(総務部)

(4) 市は、国やJ I H S、県の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。(保健所)

3 国や県等との連携の強化

(1) 市は、国、県および指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。(全部局)

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、関係機関と情報交換を行うなど、連携体制を構築する。(全部局)

(3) 市は、秋田市感染症対策連携協議会等を活用して、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有のあり方等について協議するとともに、その協議結果および国が定める基本指針²³等を踏まえて秋田市感染症予防計画(以下「市予防計画」という。)を策定・変更する。なお、市予防計画を策定・変更する際には、特措法に基づき市が策定する市行動計画および地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画²⁴と整合性の確保を図る。(保健所、全部局)

23 基本指針：感染症法第9条に基づき国が策定する感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針。

24 健康危機対処計画：地域保健対策の推進に関する基本的な指針(平成6年厚生省告示第374号)に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所および地方衛生研究所等が策定する計画。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- (1) 保健所長は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、情報の収集および伝達等を迅速かつ円滑に行うため、秋田市保健所健康危機管理対策会議を開催するとともに、市長（報道官）、危機管理監（防災安全対策課）へ報告し、情報の共有を図る。（保健所、総務部）
- (2) 市は、初動体制への円滑な移行のため、秋田市新型インフルエンザ等連絡部（以下「連絡部」という。）を設置し、庁内における情報の集約・共有を図り、初動対策実施のための調整を行う。（総務部、保健所、関係部局）
- (3) 国が特措法に基づく政府対策本部を設置した場合、県は直ちに県新型インフルエンザ等対策本部を設置する。市は、県が新型インフルエンザ等対策本部を設置した場合、速やかに秋田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し対策を協議するとともに、関係部局の機能を総合的に発揮するための調整を行う。

また、市対策本部が設置されたときは、連絡部を廃止する。（総務部、保健所、関係部局）

- (4) 市は、必要に応じて、第1節準備期2(2)を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（全部局）

2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生およびその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。（企画財政部、関係部局）

第3節 対応期

1 基本となる実施体制の在り方

(1) 対策の実施体制

ア 市は、感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や社会経済活動に関する情報等を市民および関係機関と継続的に共有する。(全部局)

イ 市は、保健所において市内の感染状況を把握し、収集した情報とリスク評価を踏まえて、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(全部局)

ウ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(総務部)

(2) 職員の派遣・応援への対応

ア 市は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策²⁵の事務の代行を要請する。(総務部、保健所)

イ 市は、特措法第26条の3第2項および第26条の4に基づき、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。(総務部、保健所)

(3) 必要な財政上の措置

市は、特措法第69条の2第1項並びに第70条第1項および第2項に基づく国からの財政支援を有効に活用し、必要な対策を実施する。(企画財政部、関係部局)

2 緊急事態措置の検討等について（緊急事態宣言の手続）

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、特措法第34条第1項に基づき市対策本部の会議を招集する。

市は、市の区域に係る緊急事態措置²⁶を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、特措法第36条第1項に基づき緊急事態措置に関する総合調整を行う。(総務部、保健所)

25 特定新型インフルエンザ等対策：特措法第2条第2号の2に規定される新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が特措法および感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。

26 緊急事態宣言：特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域およびその内容を公示すること。

3 市対策本部の廃止

市は、政府対策本部および県対策本部が廃止されたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。(総務部、保健所)

【各部署の主な役割と対策】

○ 全庁共通事項

主 な 役 割	主 な 対 策	対策時期		
		準備期	初動期	対応期
市行動計画、業務継続計画および各部署の対応マニュアルの策定	市行動計画および業務継続計画を策定するとともに、必要に応じ、部署ごとに各業務の具体的な対応マニュアルを策定する。	○		
市の行政機能の維持	欠勤率40%を想定した市の業務継続計画に基づき、市民生活に不可欠な業務に関し、部内・課内の体制を整備するとともに、業務を継続する。	○	○	○
部署職員の感染まん延防止	発生地域への旅行の禁止、来訪者や部外者からの感染防止策、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を徹底する。		○	○
社会機能維持関連企業の支援	医療機関をはじめ水道、電気、ガス、通信、公共交通、流通、食料品販売等の社会機能の維持に携わる事業者に対し、事業が継続できるよう支援する。		○	○
会議、イベント等の自粛に関すること	市が主催する会議やイベントを中止又は延期する。		○	○
相談体制の整備	市民のあらゆる相談に対応できるよう、庁内相談連絡網を整備するとともに、部内・課内に新型インフルエンザ等担当を決めておく。	○	○	○
市有施設の活用	必要に応じて、市有施設の利用制限を行う。また、必要に応じて、新型インフルエンザ等対応業務を行う施設としての利活用を図る。		○	○

○ 部局別事項

部局名	主な役割	主な対策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
総務部	全庁的な危機管理	連絡部を設置し、情報の共有、業務継続計画の確認を行う。		○	
		市対策本部会議を適宜開催し、具体的な方針・対策を決定する。		○	○
	被害情報等の収集・総括	発生情報、被害情報等の収集・総括をするとともに、全体的記録についてもとりまとめる。		○	○
	本部長の指示命令の伝達	本部長の指示命令を関係職員に迅速かつ的確に伝える。		○	○
	県の対策本部への報告	県の対策本部と連携を密にし、随時必要な報告をするなど情報の共有に努める。		○	○
	職員の健康管理も含めた業務継続計画の策定	職員および家族の健康状態の把握、職員の業務維持人数のまとめ、自宅勤務や勤務停止措置、職員用感染防護具の備蓄、職場の消毒対策等を盛り込んだ本市の業務継続計画を策定する。	○	○	○
	有事体制への人員整備	保健所における交代要員を含めた人員体制を整備する。		○	○
	備蓄物資の払い出し	必要に応じ、本市の共同備蓄物資の払い出しを行う。		○	○
	ライフラインの稼働状況の把握	水道、電気、ガス、通信等の稼働状況や関連情報等を把握する。		○	○
	市庁舎、公用車の確保および手配	市庁舎の消毒、入場者の検温等の感染防止策とともに、食料品の搬送や患者の移送等の公用車を確保し、手配する。		○	○

部局名	主な役割	主な対策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
総務部	市有施設の活用	必要に応じて、市有施設の利用制限を行う。また、必要に応じて、新型インフルエンザ等対応業務を行う施設としての利活用を図る。		○	○
企画財政部	市長定例および臨時記者会見	情報提供のため市長が記者会見を行う場合、報道機関等と調整を行う。		○	○
	市民への情報周知	広報あきたをはじめ、ホームページ、各種広報媒体を活用し、市民に対し発生情報、感染防止策、外出や集会等の自粛、医療機関を受診する方法等を周知する。		○	○
	外国人への情報周知	市民に対する情報の翻訳を行い、主要な外国語でのホームページ、広報媒体による周知等を行う。		○	○
	被災状況の記録	被災状況を映像等で記録する。		○	○
	国会議員、各省庁関係者への対応	国の動向把握に努め、関係部局へ情報提供するとともに、視察、国要望等の調整をする		○	○
	緊急対策予算の措置	必要に応じて、防護服やマスク、食料品や生活物資、抗ウイルス薬等の購入など緊急対策に要する予算措置を講じる。		○	○
	全体的予算の把握・措置	新型インフルエンザ等対策に要する市全体の予算を把握し、適切に措置を講じる。		○	○
	市税の徴収猶予および減免	市税の徴収猶予および減免措置等を講じる。			○

部局名	主な役割	主 な 対 策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
観光文化 スポーツ 部	観光地および 観光客の状況 把握	観光地状況の把握、支援を行う。		○	○
	大森山動物園 の管理	大森山動物園の動物の健康管理等に努める。	○	○	○
	秋田拠点セン ターアルヴェ 公共施設の管 理および利用	秋田駅周辺施設の管理者と連携を図りながら、アルヴェ公共施設の適正な管理および利用に努める。		○	○
市民生活 部	市民からの相 談受付体制の 整備	市民からのあらゆる相談に対応できるよう、庁内相談連絡網を整備する。	○	○	○
	死亡届および 戸籍事務の継 続	死亡届および戸籍事務について、件数の急増に備えた体制を整備する。	○		
	遺体の埋火葬 および一時安 置	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の埋火葬について適切に対応するとともに、死亡者の増加に備え、一時安置所を設置する。 ・一時安置所から火葬場まで遺体の搬送を行う。 			○
	所管する施設 の管理	必要に応じて、市民サービスセンター、コミュニティセンター等の利用を制限する。また、必要に応じて、新型インフルエンザ等対応業務を行う施設としての利活用を図る。		○	○
	町内会との連 携	町内会等地縁団体との連携を図り、住民不安の払拭に努める。		○	○

部局名	主な役割	主 な 対 策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
福祉保健部	社会福祉施設等の被害状況調査および感染防止対策の周知	社会福祉施設等の被害状況調査を実施するとともに、感染防止対策の周知を行う。		○	○
	高齢者、障がい者等の社会的弱者の支援	要援護者の状況を事前に把握し、食料品や生活物資等の支給などの支援を行う。		○	○
保健所	実践的な訓練の実施	新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。	○		
	市行動計画の見直しおよび改定	新型インフルエンザ等への対応を基に、実施した対策を評価し、市行動計画の見直しおよび改定を行う。	○		
	実施体制構築および関係機関との連携	秋田市感染症対策連携協議会を開催し、感染症対策に関する情報の共有および協議を行う。	○	○	○
	感染症有事体制への移行	保健所危機管理対策会議を開催し、関係部局、対策本部等への情報共有を図る。		○	○
	有事体制への整備	保健所における交代要員を含めた人員体制を整備する。	○	○	○
	サーベイランス、発生情報の収集・分析	平時から感染症サーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザ等の発生情報の収集・分析に努める。	○	○	○
	情報提供・共有	関係部局、施設等へ発生状況を周知する。		○	○
	水際対策	管轄検疫所と連携し、入国した居宅待機者等に対する健康監視を実施する。		○	○

部局名	主な役割	主 な 対 策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
保健所	まん延防止策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、発生情報、感染防止策、外出や集会等の自粛、医療機関を受診する方法等を周知する。 ・市民からの相談に対応するコールセンターを設置し、情報提供・共有を行う。 		○	○
	特定接種、住民接種の実施	国の指示に基づき、速やかに接種できる体制を構築する。		○	○
	医療提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・相談センターを設置し、症状のある市民等からの相談へ対応する。 ・県と連携し、医療提供体制を確保する。 	○	○	○
	検査体制の構築	市予防計画に基づき、目標検査実施数を確保できる検査体制を構築する。	○	○	○
	積極的疫学調査	感染者や感染者が属する集団に対して、J I H S が示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。		○	○
	入院勧告・措置、入院・宿泊・自宅療養の調整および移送、健康観察	入院・宿泊療養・自宅療養の調整および移送、療養期間中の健康観察および生活支援を行う。		○	○
	心のケア	患者および回復者への心のケアを行う。		○	○
子ども未来部	社会福祉施設等の被害状況調査および感染防止対策の周知	社会福祉施設等の被害状況調査を実施するとともに、感染防止対策の周知を行う。		○	○

部局名	主な役割	主 な 対 策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
環境部	野鳥の対策	新型インフルエンザ対策として、適宜、野鳥に対する餌付けの禁止等を周知する。	○	○	○
	一般廃棄物の処理	一般廃棄物の適正な処理を確保する。		○	○
産業振興部	企業の事業継続計画策定の支援	企業に対し、従業員の健康管理、営業の自粛等を盛り込んだ事業継続計画策定を支援する。	○		
	中小企業に対する金融措置の指導	中小企業等に対し、有効な融資制度の活用について指導する。			○
	養鶏農家への鳥インフルエンザ対策の啓発	新型インフルエンザ等対策として、養鶏農家に対し、鳥インフルエンザの発生情報を提供するとともに、感染防止策の啓発を行う。	○	○	○
	食料の調達斡旋に関すること	食料流通量を把握し、食料を確保・調達斡旋に努める。		○	○
	農林畜産物、水産物の生産状況の把握	農林畜産物、水産物の生産状況を把握し、被害農家等に必要な支援を行う。		○	○
	農産物の風評被害防止	市民への適切な情報提供に努める。		○	○
	中央卸売市場の管理	中央卸売市場の適正管理に努める。		○	○
建設部	道路交通の維持・制限	養豚場、養鶏場等で豚インフルエンザまたは鳥インフルエンザが発生した場合、当該地での感染を防ぐため、道路閉鎖や通行制限等に協力する。	○	○	○

部局名	主な役割	主 な 対 策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
建設部	道路交通の確保	自然災害等で道路が通行不能になった場合など、速やかに復旧工事を行い、道路交通の確保を図る。	○	○	○
	工事等請負者への対応	工事等請負者に対し、感染防止のために必要な措置を講ずる。		○	○
	公園施設の管理	公園施設（特に不特定多数の利用者がある屋内施設）の状況の把握・維持を行う。		○	○
都市整備部	公共交通機関への支援	発生状況を踏まえ、公共交通機関状況の把握、維持支援を行う。また、公共交通機関に対し、利用者間の接触の機会を減らす措置をとるなど、感染防止対策を講じるよう要請する。		○	○
	市営住宅の管理	市営住宅の適正管理および住人の安全を確保する。		○	○
	秋田駅東第三地区土地区画整理事業に係わる仮設住宅の管理、駅東事務所会議室の管理および利用	仮設住宅および駅東事務所会議室の適正な管理に努める。		○	○
	アゴラ広場、バス停広場の管理	秋田駅周辺施設の管理者との連携を図りながら、アゴラ広場、バス停広場の適正な管理に努める。		○	○
	秋田市駐車場公社に関すること	施設の状況の把握に努め、適宜関連情報を提供する。		○	○

部局名	主な役割	主 な 対 策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
会 計	支払い業務の継続	金融機関と協議し、必要な支払い業務等を継続する。		○	○
議 会 事務局	議会に対策会議設置	議会内に対策会議を設置し、市当局の本部と協力し、対応に当たる。		○	○
選挙管理 委員会	総務部の支援	必要に応じて、総務部の実施する対策を支援する。		○	○
監査委員 事務局	総務部の支援	必要に応じて、総務部の実施する対策を支援する。		○	○
農業委員 会事務局	産業振興部の支援	必要に応じて、産業振興部の実施する対策を支援する。		○	○
教 育 委員会	児童、生徒の安全確保	<p>・学校等への迅速かつ正確な情報の提供を行うとともに児童、生徒の健康を確認する。</p> <p>(ア) 海外での新型インフルエンザ等の発生状況や予防のために必要な留意事項等得られた情報について、種々の方法・ルートを用いて迅速かつ確実に周知する。</p> <p>(イ) 正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導する。</p> <p>(ウ) 保護者に対して、その児童生徒等および家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合には、医療機関等に相談するよう指導する。</p>		○	○

部局名	主な役割	主 な 対 策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
教 育 委 員 会	児童、生徒の安 全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒に対する感染予防策 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 学校における児童生徒等の健康観察、相談を実施する。 (イ) 学校における児童生徒等への保健指導を行う。 ・ 大規模集会や不特定多数の集まる活動についての見直し <ul style="list-style-type: none"> (ア) 不要不急の活動の見直しを行う。 (イ) 県が緊急事態措置として施設の使用制限等の要請を行った場合は、活動の自粛を検討する。 ・ 感染症法に基づく要請への協力 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ等感染症患者等が発生し、感染症法に基づき入院勧告等の措置が講じられた場合は、感染症法に基づく要請に対して速やかに協力する。 ・ 学校の閉鎖 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 児童生徒や教職員等に新型インフルエンザ等感染症患者等が発生した場合には、臨時休業の措置をとる。 (イ) 学校の閉鎖を行い、極力外出を控えることと併せて、閉鎖期間中の家庭と学校との連絡方法、家庭での過ごし方等について、混乱が生じないように指導を行う。 		○	○

部局名	主な役割	主 な 対 策	対策時期		
			準備期	初動期	対応期
教 育 委員会	所管施設の維持管理	県が緊急事態措置として施設の使用制限や停止等の要請を行った場合は、学校を含む所管施設全てを閉鎖する。ただし、救護活動など、特別な使用要請があった場合は施設を開放する。			○
消 防 本 部	新型インフルエンザ等感染症患者の搬送	保健所と連絡を密にし、新型インフルエンザ等感染症患者（疑い含む）の搬送・移送を行う。		○	○
	火災防ぎよ、救急、救助等警防業務の維持継続	秋田市消防業務継続計画を策定し、警防業務の継続を最優先とし、警防業務以外の業務については、各課署の実情に応じた業務を随時優先し、市民の生活等に支障とならないよう配慮する。		○	○
上 下 水道局	水道水の安定確保	ライフライン機能維持のため、職員、関係団体および委託業者等との応援体制を強化し、水道水の安定確保に努める。		○	○
	下水道の管理	下水道の機能を停止させないように努める。		○	○

第2章 情報収集・分析

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、発生の早期探知、発生後の対応等、新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

このため、利用可能なあらゆる情報源から、体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析してリスク評価を行い、政策上の意思決定および実務上の判断に資する情報を提供する。

第1節 準備期

1 実施体制の整備

(1) 市は、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析およびリスク評価が、有事の際に迅速かつ効率的に行われるよう、平時から関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。(保健所)

(2) 市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。(保健所)

2 訓練

市は、県や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。(保健所)

3 人員の確保

市は、情報収集・分析を行う情報系専門人材等の確保や配置を検討する。(総務部、保健所)

4 DXの推進

市は、平時から迅速に情報収集・分析を行うため、情報入力の自動化・省力化や情報の一元化、データベース連携等のDXを推進する。(デジタル化推進本部、保健所)

5 情報漏えい等への対策

市は、市内外の感染症サーベイランス等から得られた公表前の県内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)の機微情報の漏えい等への対策のため、情報セキュリティの強化や事案が発生した場合の対応手順について整理する。整理に当たっては、情報連携等を行っている関係機関等とも対応手順を調整するよう留意する。(企画財政部、保健所)

第2節 初動期

1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- (1) 市は、国およびJ I H Sが行うリスク評価等を踏まえ、保健所体制について速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。(保健所)
- (2) 市は、市民生活および市民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が市民生活および市民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを目指す。(保健所)

2 リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施

市は、県等と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。(保健所)

3 情報収集・分析から得られた情報の公表

市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。

なお、情報等の公表に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。(保健所、企画財政部)

第3節 対応期

1 リスク評価

(1) 情報収集・分析に基づくリスク評価

ア 市は、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、国内での発生状況、臨床像²⁷に関する情報について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価に当たっては、国際機関、研究機関等の情報や、国、検疫所、J I H S および県からの報告、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき、リスク評価を実施する。（保健所）

イ 市は、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた政策上の意思決定および実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。（保健所）

(2) リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討および実施

ア 市は、国が示す方針も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。（保健所）

イ 市は、県が提供するまん延措置防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、市民に分かりやすく情報を提供・共有する。（全部局）

(3) リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施

市は、県等と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。（保健所）

2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

(1) 封じ込めを念頭に対応する時期

国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止

27 臨床像：潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。

にも大きく寄与すること、県が県民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。(保健所)

(2) 病原体の性状等に応じて対応する時期

ア 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(保健所)

イ こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。(保健所、関係部局)

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。

また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

(保健所)

3 情報収集・分析から得られた情報の提供・共有

市は、国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。

なお、情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。(保健所、企画財政部)

第3章 サーベイランス

「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

このため、平時から感染症サーベイランスの実施体制を構築し、システム等を整備し、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、各地域の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。また、感染症有事には、感染症サーベイランスの実施体制を強化し、早期に探知された新型インフルエンザ等に関する情報の確認を行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

第1節 準備期

1 平時に行う感染症サーベイランス

- (1) 市は、平時から、季節性インフルエンザ²⁸や新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から全国的な流行状況を把握する。（保健所）
- (2) 市は、J I H S等と連携し、指定届出機関からインフルエンザ患者の検体を入手し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステム²⁹を活用し、発生状況について共有する。（保健所）
- (3) 市は、ワンヘルス・アプローチ³⁰の考え方にに基づき、家畜保健衛生所と連携し、家きんや豚および野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。

また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。（保健所、環境部、産業振興部）

28 季節性インフルエンザ：インフルエンザウイルスのうち、毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

29 感染症サーベイランスシステム：感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。

30 ワンヘルス・アプローチ：人間および動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

2 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

市は、令和4年感染症法改正により、感染症第12条に基づく医師の届出について、電磁的方法による届出が努力義務とされたことを踏まえ、平時より、医師や指定届出機関の管理者からの電磁的な方法による発生届の提出を促進する。（保健所）

3 感染症サーベイランスから得られた情報および分析結果の提供・共有

(1) 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果および地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。（保健所、企画財政部）

(2) 市は、情報等の提供・共有を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（保健所、企画財政部）

表3 各期におけるサーベイランス

	準備期	初動期	対応期
インフルエンザ様疾患発生報告 (学校サーベイランス)	幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等を対象に実施	感染症の特徴や病原体の性状に応じ、実施方法の強化や見直しを検討	必要に応じ、実施方法の強化および見直しを実施
クラスターサーベイランス	保健所が、施設長等からの連絡により把握	クラスター発生状況に応じ、実施体制の強化や見直しを検討	クラスター発生状況に応じ、実施体制の強化や見直しを実施
疑似症サーベイランス (指定届出機関からの届出によるもの)	疑似症の発生の状況の届出を担当させる指定医療機関から報告を受け把握	疑似症定点医療機関のほか、協力医療機関からの疑似症患者報告による把握を検討の上、必要に応じて実施	引き続き実施
患者発生サーベイランス (指定届出機関からの届出によるもの)	患者定点医療機関から報告を受け把握	引き続き実施	引き続き実施
患者発生サーベイランス (医師からの届出によるもの)	—	医師からの届出による全数把握を開始することを検討の上、実施	引き続き実施
入院サーベイランス (指定届出機関からの届出によるもの)	基幹定点医療機関から報告を受けて把握	新型インフルエンザ等感染症の場合は医師による退院届にて患者の転帰等を把握	引き続き実施
死亡例の把握	人口動態調査において把握	「入院中や療養中に亡くなった方（厳密な死因を問わない。）」を県等において把握することなどを検討し実施	引き続き実施
病原体ゲノムサーベイランス	インフルエンザ病原体定点医療機関より報告を受け把握	検体提供医療機関や検体提出数の拡大を検討	検体提供医療機関や検体提出数を拡大

第2節 初動期

1 リスク評価

(1) 有事の感染症サーベイランスの開始

市は、県等と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症が発生した場合には、国が定義する疑似症サーベイランス³¹を開始するとともに、新型インフルエンザ等の患者の全数把握³²を始めとする患者発生サーベイランス等の強化により、患者の発生動向等の迅速かつ的確な把握を強化する。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、市民の抗体保有状況等の必要な知見を得るため、入院者数や重症者数の収集（入院サーベイランス）および病原体ゲノムサーベイランスを行う等、有事の感染症サーベイランスを開始する。

さらに、県健康環境センター³³と連携し、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者から採取した検体について亜型等の同定を行う。

（保健所）

(2) リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施

市は、県等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。（保健所）

2 感染症サーベイランスから得られた情報および分析結果の提供・共有

(1) 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果および地域ごとの実情に応じたサーベイランスから得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。（保健所、企画財政部）

(2) 市は、情報等の提供・共有を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。（保健所、企画財政部）

31 疑似症サーベイランス：感染症法第14条第7項及び第8項に基づき、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄区域内の医療機関の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求める制度。

32 全数把握：感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症について患者の発生の届出を行うもの。

33 県健康環境センター：秋田県の保健衛生・環境行政を科学的・技術的に支援する役割を担う県の組織であり、県民の健康と本県の環境を守るために必要な様々な試験検査および調査研究に取り組んでいる機関。

第3節 対応期

1 リスク評価

(1) 有事の感染症サーベイランスの実施

市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。(保健所)

(2) リスク評価に基づく感染症対策の判断および実施

市は、県等と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断および実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。(保健所)

2 感染症サーベイランスから得られた情報および分析結果の提供・共有

(1) 市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果および地域ごとの実情に応じたサーベイランスより得られた分析結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。(保健所、企画財政部)

(2) 市は、情報等の提供・共有を行うに当たっては、まん延防止への寄与、個人が特定されることのリスク等を総合的に勘案して、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。(保健所、企画財政部)

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、国、県、市、医療機関、事業者等がそれぞれ必要な体制を整備すると共に、市民が感染症に対する正しい知識に基づいて適切に判断・行動し、社会全体で感染症対策に取り組む。

市は、科学的根拠に基づいた情報提供・共有を行い、市民の感染症に関する情報の理解や活用力を高める。また、偏見・差別等や偽・誤情報へ対応するため、市民の感染症に関する不安や疑問、反応や関心を把握し、的確な情報を伝えるよう努める。

第1節 準備期

1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

(1) 感染症に関する情報提供・共有

ア 市は、感染症に対する意識および感染対応力の向上を図るため、各種媒体を利用し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等、基本的な感染対策について、継続的に分かりやすく情報提供・共有を行う。(保健所、企画財政部)

イ 市は、新型インフルエンザ等発生時に、一元的な情報提供・共有が行えるよう、情報を集約し提供する体制を構築する。(保健所、企画財政部)

ウ 市は、感染症発生状況に応じた市民への情報提供・共有の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては準備しておく。また、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に生かす体制を構築する。(保健所、企画財政部)

(2) 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者の受診控え等の感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(保健所、企画財政部)

(3) 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機に関する偽・誤情報の流布について、メディアや情報に関する市民の理解や活用力の向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。(保健所、企画財政部)

2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(保健所、企画財政部、福祉保健部、子ども未来部、教育委員会)

イ 市として一体的かつ統合的な情報提供・共有を行うことができるよう、記者会見を担当する報道官等を置くことを含め必要な体制を整備する。(保健所、企画財政部)

(2) 双方向のコミュニケーション³⁴の体制整備や取組の推進

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、コールセンター等を設置するための調整を図る。(保健所)

34 双方向性のコミュニケーション：情報の発信者からの一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

第2節 初動期

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(1) 市は、国の要請に基づき、県と連携してコールセンターを設置し、市民が冷静かつ適切に行動できるよう、感染予防方法、症状出現時の対応、受診の目安、行政の対応方針等について適切な情報提供・共有を行う。(保健所)

(2) 市は、市民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、市関係部局の情報等について、必要に応じて集約し、市ホームページ上に総覧できる専用ページを立ち上げる。(企画財政部、関係部局)

2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけでなく、市ホームページやコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手である市民の反応や関心を把握し、集積された市民の不安や疑問へ分かりやすく対応する双方向のコミュニケーションを行うよう努める。(保健所、企画財政部)

3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期と同様の対応をとる。(保健所、企画財政部)

第3節 対応期

1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

(1) 市は、国からの要請を受けてコールセンター等を継続し、市民が冷静かつ適切に行動できるよう、感染予防方法、症状出現時の対応、受診の目安、自宅療養時の留意点、行政の対応方針等について適切な情報提供・共有を行い、市民の混乱防止と医療提供体制の維持を図る。(保健所)

(2) 市は、市民一人ひとりが感染対策としてとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われる場合等の対応(受診の方法等)を周知する。

また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(保健所、企画財政部、関係部局)

(3) 市は、国、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報提供・共有を強化し、国および県の対策の方針の迅速な把握と、対策の現場の情報提供・共有を行う。(全部局)

(4) 市は、市民等に対し、市内外の発生状況と具体的な対策等を情報提供・共有する。(保健所、企画財政部)

2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供・共有だけでなく、市ホームページやコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手である市民の反応や関心を把握し、集積された市民の不安や疑問へ分かりやすく対応する双方向のコミュニケーションを行うよう努める。(保健所、企画財政部)

3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

準備期、初動期の対応を継続する。(保健所、企画財政部)

第5章 水際対策

水際対策の実施により、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、国内の医療提供体制等の確保等、感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

第1節 準備期

- 1 市は、管轄検疫所（仙台検疫所秋田船川出張所、秋田空港出張所）が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図り、水際対策の実施に関する体制を整備する。（保健所、総務部、産業振興部、消防本部）
- 2 市は、海外渡航者向けにホームページ等で感染症情報を提供する。（保健所）

第2節 初動期

- 1 市は、国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等の各種水際対策について協力していくとともに、管轄検疫所、県および関係機関と情報提供・共有を行う。（保健所、消防本部）
- 2 市は、管轄検疫所、国および県と連携しながら、居宅等待機者³⁵等に対して健康監視³⁶を実施する。（保健所）

第3節 対応期

- 1 市は、初動期に引き続き国の検疫強化に伴う防疫措置、入国者に対する疫学調査等の各種水際対策について協力していくとともに、管轄検疫所、県および関係機関と情報提供・共有を行う。（保健所、消防本部）
- 2 市は、初動期に引き続き管轄検疫所、国および県と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。（保健所）

35 居宅等待機者：検疫法第16条の2第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）宿泊施設・居宅等での待機を要請した者。

36 健康監視：検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。

第6章 まん延防止

新型インフルエンザ等の発生時、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により、感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図る時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。対策の実施に当たっては、個人の生活や社会経済活動への影響も十分考慮し、緊急事態措置を始めとする対策の効果および影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていく。

第1節 準備期

- 1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等
 - (1) 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命および健康を保護するためには市民一人ひとりの感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(保健所、企画財政部)
 - (2) 市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。(保健所、企画財政部)
 - (3) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に県が行う、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等について周知し、個人や事業者のまん延防止対策への理解促進を図る。(保健所、企画財政部、関係部局)

第2節 初動期

1 市内でのまん延防止対策の準備

- (1) 市は、国や県と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者³⁷への対応（外出自粛要請、健康観察³⁸の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

また、市は、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、相互に連携し、これを有効に活用する。（保健所）

- (2) 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
（全部局）

37 濃厚接触者：感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

38 健康観察：感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

第3節 対応期

1 まん延防止対策の内容

(1) 患者や濃厚接触者への対応

市は、国および県と連携し、市内の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、感染拡大防止対策等の有効と考えられる措置がある場合には、入院勧告や外出自粛要請などの措置に組み合わせて実施する。（保健所）

(2) 施設等に対する要請

市は、国の要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染防止対策の強化について周知する。（保健所、福祉保健部、関係部局）

(3) 県が行うまん延防止のための措置の要請への対応

市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県内が特措法第32条第1項第2号の緊急事態措置の実施となった場合は、以下の対応を行う。

ア 外出等に係る要請等

市は、県が特措法第45条第1項に基づき、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する場合には、市民および事業者等へ迅速に周知徹底を図る。（保健所、企画財政部、関係部局）

イ 事業者や学校等に対する要請

市は、県が特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の利用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う場合には、市民および事業者等へ迅速に周知徹底を図る。（保健所、企画財政部、関係部局）

ウ イ以外の事業者、施設等に対する要請

市は、県が特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う場合には、市民および事業者等へ迅速に周知徹底を図る。（保健所、企画財政部、関係部局）

表4 特措法施行令第11条に規定する施設

i	学校（iiiに掲げるものを除く。）
ii	保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
iii	大学、専修学校（高等課程を置く専修学校を除く。）、各種学校その他これらに類する教育施設
iv	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
v	集会場又は公会堂
vi	展示場
vii	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器、個人防護具（感染症法第53条の16第1項に規定する個人防護具をいう。）その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
viii	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
ix	体育館、水泳場、ボウリング場その他これらに類する運動施設又は遊技場
x	博物館、美術館又は図書館
xi	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
xii	理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
xiii	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
xiv	飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（xiに該当するものを除く。）
※	iii～xivの施設については、1,000㎡超の施設が対象。
※	iii～xivの施設であって1,000㎡以下の施設についても、まん延防止の目的が達成できない差し迫った状況が認められる場合には、特措法施行令第11条第1項第15号の規定に基づき、厚生労働大臣が特に定めたカテゴリーの施設は、基本的対処方針を改め、特措法第45条の規定に基づき施設の使用制限等の要請等を行う。なお、厚生労働大臣が対象施設を定める際は、新型インフルエンザ等対策推進会議の意見を聴いた上で判断する。

第7章 ワクチン

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、県、医療機関および事業者等とともに、必要な準備を行う。初動期は、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザワクチン等の情報を収集するほか、必要量のワクチンを確保する。対応期には、確保したワクチンを円滑に流通させ、迅速に予防接種を実施するとともに、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

第1節 準備期

1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。(保健所)

2 接種体制の構築

(1) 接種体制

市は、医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制を構築する。(保健所)

(2) 特定接種³⁹

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者⁴⁰のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(保健所、総務部)

(3) 住民接種⁴¹

平時から、以下アからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するため

39 特定接種：特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

40 登録事業者：特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

41 住民接種：特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に著しく重大な被害を与え、国民生活および国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者および期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

の準備を行う。

ア 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。(保健所)

イ 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。(保健所)

ウ 市は、速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(保健所、企画財政部)

3 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位のあり方等の基本的な情報についてウェブサイトやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。(保健所、企画財政部)

4 DXの推進

(1) 市は、国が行う、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、マイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化に協力する。(保健所、デジタル化推進本部)

(2) 市は、一括してワクチンの供給を担う場合に備えた分配量を決定し、分配につなげるシステムとして国が整備するシステムが稼働できるよう協力する。また、予防接種の接種記録等および医療機関等から報告される副反応疑い報告を円滑に収集できるような情報基盤の整備に協力する。(保健所、デジタル化推進本部)

第2節 初動期

1 ワクチンの接種に必要な資材

市は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。(保健所)

2 接種体制

市は、実際の接種実施を見据え、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、綿密な接種体制の構築を行う。(保健所)

(1) 特定接種

市は、秋田市医師会等の協力を得て、接種に携わる医療従事者の確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて秋田市医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(保健所)

(2) 住民接種

ア 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(保健所)

イ 市は、秋田市医師会等の協力を得て、接種に携わる医療従事者の確保を図る。(保健所)

ウ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、秋田市医師会、県、県内市町村、医療機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健センターなど医療機関以外の公的な施設等の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。(保健所)

エ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、秋田市医師会等と連携し、接種体制を構築する。(保健所、福祉保健部)

(3) ワクチン接種専任チームの設置準備

ワクチン接種の実施に当たっては、平時の予防接種担当の職員体制で行う業務を大幅に上回る業務量が見込まれる。迅速かつ適切なワクチン接種体制を構築するために、庁内に専任チームを立ち上げ、全庁的な実施体制

の確保を行う。その際、新型コロナウイルスワクチン接種対策チームでの業務実績を基に、必要な業務を洗い出して必要人数を算出し、業務の外部委託についても検討する。(保健所、総務部)

第3節 対応期

1 接種体制

市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

(1) 特定接種

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに市民生活および市民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健所、総務部)

(2) 住民接種

ア 予防接種体制の構築

市は、国からの要請を受けて、準備期および初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。(保健所)

イ 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。(保健所)

ウ 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。(保健所、福祉保健部)

エ 接種記録の管理

市は、県および市町村間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。(保健所)

(3) ワクチン接種専任チームの設置

市は、初動期に準備したワクチン接種専任チームを設置し、業務の遂行に必要な人員を配置する。

また、業務の負担軽減を図るため、必要に応じて初動期に検討した業務の外部委託を行う。(保健所、総務部)

2 健康被害救済

予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。

市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。(保健所)

3 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。(保健所、企画財政部)

第8章 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、急速にまん延し、市民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者およびその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。このため、県や医療機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者およびその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

第1節 準備期

1 基本的な医療提供体制

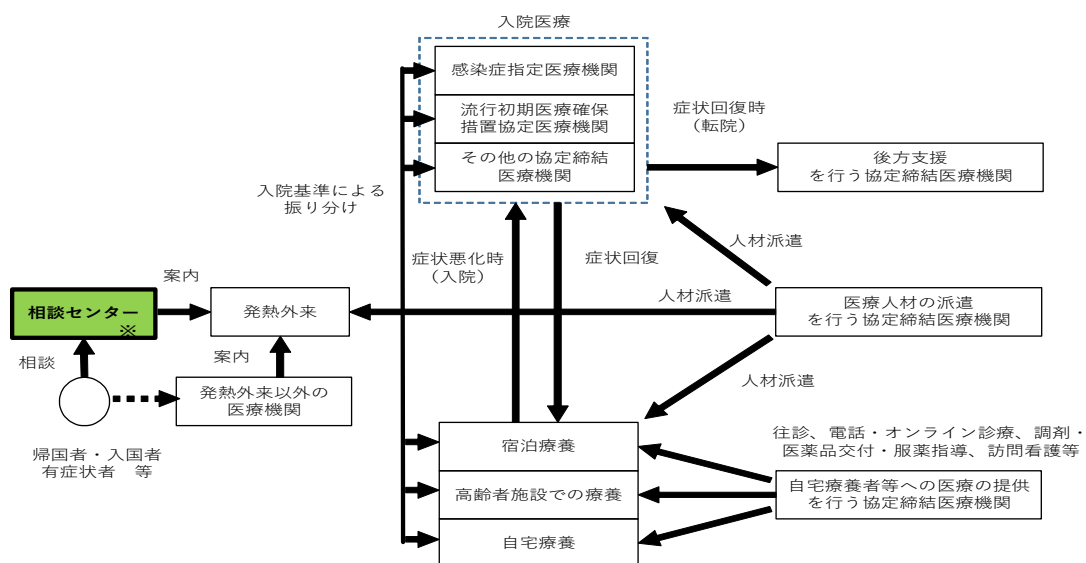
市は、新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔である県と連携し、有事の役割分担を整理する。

市は、医療提供体制のうち、相談センターを開設する役割を担う。

相談センターは、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に整備できるよう、調整を図る。(保健所)

※相談センター
 発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、受診先となる感染症指定医療機関等の案内を行う。

図7 医療提供体制



(参考) 秋田県の医療体制

県行動計画 第3部 第8章医療 第1節準備期より

1-1-2. 感染症指定医療機関⁴²

新たな感染症が発生した場合は、新型インフルエンザ等に係る発生等の公表前は、感染症指定医療機関が中心となって対応する。その後も、感染症指定医療機関は、地域の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。

1-1-3. 病床確保を行う協定締結医療機関⁴³ (第一種協定指定医療機関)

病床確保を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病床を確保し、入院医療を提供する。新型インフルエンザ等の流行初期(新型インフルエンザ等に係る発生等の公表から約3か月を想定。以下この章において同じ。)においては、流行初期医療確保措置⁴⁴の対象となる協定締結医療機関(以下「流行初期医療確保措置協定締結医療機関」という。)が対応を行い、その後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-4. 発熱外来を行う協定締結医療機関 (第二種協定指定医療機関)

発熱外来を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、全国的に検査の実施環境が整備される中で、発熱患者等(患者及び感染したおそれのある者)専用の診察室(時間的・空間的分離を行い、プレハブ、簡易テント、駐車場等で診療する場合を含む。)を設け、発熱患者の診療を行う。新型インフルエンザ等の流行初期においては、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が対応を行いその後順次その他の協定締結医療機関も対応を行う。

1-1-5. 自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関 (第二種協定指定医療機関)

自宅療養者等への医療の提供を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所において、自宅療養者、宿泊療養者及び高齢者施設等における療養

42 感染症指定医療機関：感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。

43 協定締結医療機関：感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。

44 流行初期医療確保措置：感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。

者に対して、往診、電話・オンライン診療、調剤・医薬品等交付・服薬指導、訪問看護等を行う。

1-1-6. 後方支援を行う協定締結医療機関

後方支援を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等以外の患者や新型インフルエンザ等から回復後の患者の受入れを行う。

1-1-7. 医療人材の派遣を行う協定締結医療機関

医療人材の派遣を行う協定締結医療機関は、平時に県と締結した協定に基づき、県からの要請に応じて、新型インフルエンザ等に対応するため医療人材を医療機関等に派遣する。

2 県予防計画および県医療計画に基づく医療提供体制の確認

市は、県予防計画および県医療計画に基づく医療提供体制の整備や、宿泊療養施設の確保について、県から情報を収集し、体制を確認する。(保健所)

3 臨時の発熱外来等の開設に関する対応

市は、県と連携し、国が示した臨時の医療施設の設置・運営や医療人材確保等の方法に関する整理を踏まえ、臨時の発熱外来等の対応方法を整理する。(保健所)

4 県健康づくり審議会⁴⁵等との連携

市は、県と連携し、県健康づくり審議会等において県が協議および整理した新型インフルエンザ等が発生した際の相談・受診から入退院までの流れ、入院調整の方法、医療人材の確保、患者および症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携等の内容について、確認する。(保健所)

45 県健康づくり審議会：秋田県健康づくり推進条例に基づき設置された基本計画等を審議する機関。

第2節 初動期

1 新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

市は、国、J I H S 又は県から提供される、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症に関する知見について、情報の共有を図る。(保健所、総務部)

2 医療提供体制の確保等

(1) 市は、県と連携し、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制や、準備期において県健康づくり審議会新興感染症部会⁴⁶等で整理した、相談・受診から入退院までの流れを確認する。(保健所)

(2) 市は、市内の医療機関に対し、症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症に感染したおそれがあると判断した場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。(保健所)

(3) 市は、県と連携し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について市民等に周知する。(保健所、企画財政部)

(4) 市は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、市予防計画に基づく検査体制を速やかに整備する。(保健所)

3 相談センターの整備

(1) 市は、国からの要請を受けて、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる、相談センターの整備を速やかに行う。(保健所)

(2) 市は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者等は相談センターに相談するよう、市民等に周知を行う。(保健所、企画財政部)

(3) 市は、感染したおそれのある者から相談センターへ相談があった場合、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。(保健所)

(4) 市は、状況に応じて、相談対応、受診調整が円滑に実施されるよう、適宜、相談センターの対応人数、開設時間等を調整する。また、対象者以外からの電話への対応窓口として、一般的な相談に対応するコールセンター等を別途設置するなど、相談センターの負担を減らす。(保健所)

46 県健康づくり審議会新興感染症部会：秋田県健康づくり推進条例第25条第2項の規定に基づき設置された新興感染症対策に関することを所掌する感染症対策分科会の下部機関。

第3節 対応期

1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

(1) 市は、国およびJ I H Sから提供された情報を県と共有するとともに、県が地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえて示す、段階的な医療提供体制の拡充や、医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの体制を確認し、対応を行う。

また、市は、県が必要に応じて行使する総合調整権限・指示権限により入院調整が円滑に行われるよう、県と連携を図る。(保健所)

(2) 市は、民間搬送事業者等と連携して、患者および症状が回復した者について、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の中での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用について周知する。(保健所、消防本部、企画財政部)

(3) 市は、県と連携し、地域の医療提供体制や、相談センターおよび受診先となる発熱外来の一覧等を含め、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。(保健所、企画財政部)

2 時期に応じた医療提供体制の構築

(1) 流行初期

ア 協定に基づく医療提供体制の確保等

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。(保健所)

(イ) 市は、県と連携し、市内の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、臨時の発熱外来等を迅速に開設することができるよう、準備期に整理した開設方法等を確認し、所要の準備を行う。(保健所)

イ 相談センターの強化

(ア) 市は、国からの要請を受けて、帰国者等、接触者、有症状者等からの相談(受診先となる発熱外来の案内を含む。)を受ける相談センターの強化を行う。(保健所)

(イ) 市は、国からの要請を受けて、症例定義に該当する有症状者が、相

談センターを通じて、発熱外来を受診するよう、市民等に周知を行う。
(保健所、企画財政部)

(ウ) 市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、速やかに発熱外来の受診につなげる。(保健所、企画財政部)

(2) 流行初期以降

ア 協定に基づく医療提供体制の確保等

(ア) 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。(保健所)

(イ) 市は、自宅療養および宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等を行う体制を確保する。(保健所)

イ 相談センターの強化

上記2(1)イの取組を継続して行う。(保健所)

(3) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、国の要請を受け、相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更するとともに、県と連携して市民等への周知を行う。(保健所、企画財政部)

(4) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制へ段階的に移行することについて、市民への周知を図るなどの対応を行う。(保健所、企画財政部)

3 県予防計画および県医療計画に基づく医療提供体制を上回るおそれがある場合の対応方針

市は、県と連携し、医療機関等情報支援システム(G-M I S)の情報を参考に、市内の感染の拡大状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、必要に応じて、臨時の発熱外来等を開設して医療の提供を行う。(保健所)

第9章 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等の発生時に、迅速に有効な治療薬の開発および治療法が確立できるよう、国が主導する研究開発へ協力するとともに、確立された治療法が必要な患者へ公平に届くことを目指した対応を行う。

第1節 準備期

治療薬・治療法の研究開発の推進

市は、国が主導する治療薬・治療法の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(保健所)

第2節 初動期

抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

市は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応の指導を行う。症状が現れた場合は、必要に応じて感染症指定医療機関等への移送に協力する。(保健所)

第3節 対応期

治療薬の流通管理

市は、県と連携し、治療薬の安定的な供給が難しいと想定される場合の医療機関や薬局への流通体制について、情報を共有する。

また、市は、県と連携し、患者数が減少した段階において行われる、次の感染拡大に備えた治療薬の備蓄について、情報を共有する。(保健所)

第10章 検査

新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人および社会への影響を最小限にとどめる。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

第1節 準備期

1 検査体制の整備

- (1) 市は、県健康環境センター等と緊密な連携を維持し、病原体に関する情報や検査技術共有等を図る。（保健所）
- (2) 市は、有事において検査を円滑に実施するため、検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資の備蓄および確保に努める。
また、市は、医療機関等において、検体の採取のみを行った場合に、検査実施機関へ迅速に検体の搬送を行えるよう、準備期から体制の整備に努める。（保健所）
- (3) 市は、市予防計画に基づき、保健所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報を把握し、毎年度その内容を国に報告する。（保健所）

2 訓練等による検査体制の維持および強化

- (1) 市は、県健康環境センター等と協力し、検体や病原体の搬送や検査実施能力について、研修や訓練を通じて確認し、検査体制の維持に努める。（保健所）
- (2) 検査関係機関等との連携
市は、国およびJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。（保健所）

第2節 初動期

1 検査体制の整備

(1) 市は、国からの要請を受けて、市予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、保健所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。(保健所)

(2) 市は、市予防計画に基づき、保健所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、速やかに検査体制を立ち上げるとともに、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。(保健所)

2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国およびJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(保健所)

第3節 対応期

1 検査体制

市は、市予防計画に基づき、保健所における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力を確保する。また、検査実施能力の確保状況について定期的に国へ報告する。(保健所)

2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国およびJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。(保健所)

第11章 保健

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

新型インフルエンザ等の発生時に、市が定める市予防計画ならびに健康危機対処計画や、県、医療機関、専門職能団体等の関係機関との役割分担・連携体制に基づき、保健所が求められる業務に必要な体制を確保して役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命および健康を保護する。

第1節 準備期

1 人材の確保

- (1) 市は、保健所における流行開始（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、I H E A T要員等の保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。（保健所、総務部）
- (2) 市は、感染症有事体制を構成する人員のリストおよび有事対応の組織図を作成し、定期的に点検・更新を行うなど、受援の体制を整備する。（保健所）

2 業務継続計画を含む体制の整備

- (1) 市は、国からの要請を受けて、市予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数およびI H E A T要員の確保数）の状況を毎年度確認する。（保健所）
- (2) 市は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。

なお、業務継続計画の策定に当たっては、有事における保健所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からI C Tや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。（保健所）

3 研修・訓練等を通じた人材育成および連携体制の構築

(1) 研修・訓練等の実施

ア 市は、国からの要請を受けて、保健所の感染症有事体制を構成する人

員（I H E A T要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。
（保健所）

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、保健所の人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生およびまん延を想定した訓練を実施する。（保健所、総務部）

ウ 市は、速やかに感染症有事体制に移行するため、保健所や感染症危機管理部局に限らない全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。（全部局）

エ 市は、県と連携し、社会福祉施設等へ実地指導および感染対策に関する助言を行う感染制御指導者ならびに社会福祉施設等において自施設の感染制御を推進する者を育成する研修を実施する。（保健所）

(2) 多様な主体との連携体制の構築

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、秋田市感染症対策連携協議会や県健康づくり審議会新興感染症部会等を活用し、平時から保健所と県、医療機関、専門職能団体等の関係機関と意見交換や必要な調整等を行い、連携を強化する。（保健所）

イ 市は、秋田市感染症対策連携協議会や県健康づくり審議会新興感染症部会等において、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有のあり方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について協議し、その結果を踏まえ、市予防計画を改定する。なお、市予防計画を改定する際には、市が策定する市行動計画および健康危機対処計画、県が策定する県医療計画および県予防計画と整合性の確保を図る。

また、有事に、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、市は、県と連携し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。（保健所）

4 保健所の体制整備

(1) 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査や、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所における交替要

員を含めた人員体制、設備等を整備するとともに、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。くわえて、外部委託を活用しつつ健康観察を実施できるような体制を整備する。(保健所、総務部)

- (2) 市は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体等の関係機関との連携強化等に取り組む。

また、訓練結果の評価を踏まえて健康危機対処計画の見直しを行うとともに、保健所の感染症有事体制を構成する人員について、平時から対象人員のリストを作成しておき、定期的に点検・更新を行う。(保健所)

- (3) 市は、迅速な検査および疫学調査の機能の維持・強化を図るため、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等に参加する。また、平時の訓練等を活用し、国および県と連携して検査体制の維持に努める。(保健所)
- (4) 市は、県や関係機関と連携し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。(保健所)
- (5) 市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況(病原体ゲノムサーベイランスを含む。)を迅速に把握する体制を整備する。(保健所)
- (6) 市は、医療機関等情報支援システム(G-M I S)⁴⁷を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況(病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等)を把握する。(保健所)
- (7) 市は、感染症法もしくは家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づく獣医師からの届出又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内および地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。(保健所、産業振興部、環境部)
- (8) 市は、国およびJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原

47 医療機関等情報支援システム(G-M I S) : 全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。

性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(保健所)

5 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

(1) 市は、国から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションのあり方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに情報提供・共有体制を構築できるようにする。(保健所、企画財政部)

(2) 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受取手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理する。(保健所、企画財政部)

(3) 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する。(保健所、企画財政部)

(4) 市は、県と連携し、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。(保健所、福祉保健部、子ども未来部、教育委員会、企画財政部)

(5) 市は、県健康環境センターと連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、市内における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。(保健所)

第2節 初動期

1 有事体制への移行準備

(1) 市は、国からの要請や助言を受けて、市予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数およびI H E A T要員の確保数）への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下のアからオまでの対応に係る準備を行う。（保健所、総務部）

ア 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

イ 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

ウ I H E A T要員に対する市の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

エ 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

オ 保健所、医療機関等の検査体制の迅速な整備

(2) 市は、検査体制の構築に向け、県健康環境センターと連携し、必要に応じて速やかに検査体制を立ち上げる。（保健所）

(3) 市は、健康危機対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、J I H S等と連携して感染症の情報収集に努める。（保健所、総務部）

(4) 市は、J I H Sによる保健所への技術的支援等も活用し、相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に努める。（保健所）

(5) 市は、国およびJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。（保健所）

2 市民への情報提供・共有の開始

(1) 市は、国の要請に基づき相談センターを整備し、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等に対して、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。（保健所）

(2) 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q&Aの公表、市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、市民の不安や疑問へ分かりやすく対応する双方向的なコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(保健所、企画財政部)

3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

市は、政府行動計画第3部第3章第2節(「サーベイランス」における初動期)2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で疑似症患者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査および検体採取を実施するとともに、感染症のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。(保健所)

第3節 対応期

1 有事体制への移行

(1) 市は、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制および検査体制を速やかに立ち上げる。(保健所、総務部)

(2) 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、県と連携し情報集約、業務の一元化等の対応を行う。また、国および県と連携して、感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集、医療機関や社会福祉施設等との連携を含む保健活動の全体調整、保健活動への支援等を行う。

さらに、必要に応じて県が行使する総合調整権限・指示権限により対応を進める。(保健所)

(3) 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解を図るために、必要な情報を県と共有する。(保健所)

(4) 市は、国およびJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(保健所)

2 主な対応業務の実施

市は、市予防計画、健康危機対処計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、医療機関等の関係機関と連携して以下(1)から(7)までに記載する感染症対応業務を実施する。

(1) 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談センターを強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。

(保健所)

(2) 検査・サーベイランス

ア 市は、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、保健所における検査体制等を踏まえ、検査の実施範囲を判断する。(保健所)

イ 市は、医療機関等の検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施する。また、J I H Sとの連携や県健康環境センター等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、J I H Sへの地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、県への情報提供・共有等を通じ、地域におけるサーベイラ

ンス機能を発揮する。(保健所)

ウ 市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、独自に判断して感染症サーベイランスを実施する。(保健所)

(3) 積極的疫学調査

ア 市は、感染源の推定(後ろ向き積極的疫学調査⁴⁸)や濃厚接触者等の特定(前向き積極的疫学調査⁴⁹)を行うため、保健所等において、感染者又は感染者が属する集団に対して、J I H Sが示す指針等に基づき積極的疫学調査を行う。(保健所)

イ 市は、流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。)においては、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針も踏まえながら、市内の状況に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。(保健所)

(4) 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整および移送

市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム(G-M I S)により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況および病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置および入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。なお、調整に当たっては、県と連携を図る。

感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかでない場合は、市は、得られた知見を踏まえた対応について、必要に応じ国およびJ I H Sへ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、県および医療機関等と適切に連携して対応する。

県が管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門(県調整本部)を設置し、入院調整の一元化、総合調整権限・指示権限を行使した場

48 後ろ向き積極的疫学調査：感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにするための調査。

49 前向き積極的疫学調査：感染症の発生を予防するため、感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者等を特定するための調査。

合は、入院調整を県へ一元化する。(保健所)

(5) 健康観察および生活支援

ア 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める場合は、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外出自粛要請や就業制限を行うとともに、外部委託を活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。(保健所)

イ 市は、必要に応じ、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に努める。(保健所)

ウ 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者⁵⁰や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。(保健所)

(6) 健康監視

市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する。(保健所)

(7) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

ア 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。(保健所、企画財政部)

イ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等、情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(保健所、福祉保健部、子ども未来部、教育委員会、企画財政部)

50 無症状病原体保有者：感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であつて当該感染症の症状を呈していない者。

3 感染状況に応じた取組

(1) 流行初期

ア 迅速な対応体制への移行

(ア) 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、市予防計画に基づく保健所の感染症有事体制および検査体制への移行状況を適時適切に把握する。

また、市は、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。(保健所、総務部)

(イ) 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用、県が行う業務の一元化、外部委託等により、保健所における業務の効率化を推進する。(保健所)

(ウ) 市は、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。(保健所)

(エ) 市は、感染症有事体制への切り替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。(保健所)

(オ) 市は、国およびJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。(保健所)

イ 検査体制の拡充

(ア) 市は、国が決定した検査実施の方針や市内の流行状況等の実情を踏まえ、市予防計画に基づき、保健所における検査体制を拡充する。(保健所)

(イ) 市は、検査実施の方針等を踏まえて検査を実施する。(保健所)

(ウ) 市は、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。(保健所、関係部局)

(2) 流行初期以降

ア 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

(ア) 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等

を行う。(保健所、総務部)

(イ) 市は、引き続き、保健所の業務のひっ迫が見込まれる場合には、県が行う業務の一元化や、外部委託等による業務効率化を進める。(保健所)

(ウ) 市は、感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や本庁、保健所の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制や検査体制等の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。(保健所)

(エ) 市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。(保健所)

イ 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

市は、対応期を通じて拡充した検査体制を維持しつつ、地域の変異株の状況の分析、県への情報提供・共有等を実施する。(保健所)

(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

市は、国からの要請も踏まえて、市内の状況に応じ、保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)およびこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民に対し丁寧に情報提供・共有を行う。(保健所・企画財政部)

第12章 物資

感染症対策物資等は、有事に感染者への対応や、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものであり、平時から備蓄の推進等の準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

第1節 準備期

感染症対策物資等の備蓄等

- 1 市は、特措法第10条および市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、特措法第11条の規定により、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。（保健所、総務部）

- 2 市は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具⁵¹の備蓄を進める。（保健所、消防本部）

第2節 初動期

感染症対策物資等の備蓄状況の確認

- 1 市は、準備期において確認した感染症対策物資等の備蓄状況を確認し、必要時迅速に使用できるよう準備する。（保健所、総務部）
- 2 市は、準備期において備蓄を進めた個人防護具について、備蓄状況を確認し、必要時迅速に使用できるよう準備する。（保健所、消防本部）

第3節 対応期

備蓄した感染症対策物資等の使用管理

- 1 市は、備蓄していた感染症対策物資等について、必要に応じ使用すると共に、在庫数を管理する。（保健所、総務部）
- 2 市は、備蓄していた個人防護具について、必要に応じ使用すると共に、在庫数を管理する。（保健所、消防本部）

51 個人防護具：マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

第13章 市民の生活および市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活および市民経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活および市民経済活動の安定を確保する。

第1節 準備期

1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や、部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(関係部局)

2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(デジタル化推進本部、総務部、企画財政部、関係部局)

3 物資および資材の備蓄

(1) 市は、特措法第10条および市行動計画に基づき、第12章第1節(「物資」における準備期)1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、特措法第11条の規定により災害対策基本法第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(総務部)

(2) 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(保健所、関係部局)

4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受け、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食

事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(福祉保健部)

5 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、市内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。(市民生活部)

第2節 初動期

1 事業継続に向けた準備等の要請

- (1) 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(関係部局)
- (2) 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。(関係部局)
- (3) 市は、国、県が行う、指定地方公共機関の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ周知に協力する。(総務部、企画財政部)

2 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(市民生活部)

第3節 対応期

1 市民の生活の安定の確保を対象とした対応

(1) 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル⁵² 予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（保健所、子ども未来部）

(2) 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（福祉保健部）

(3) 教育および学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、特措法第45条第2項に基づく学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育委員会）

(4) 生活関連物資等の価格の安定等

ア 市は、市民の生活および市民経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、国・県と連携し、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（市民生活部、産業振興部）

イ 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（企画財政部、市民生活部、産業振興部）

ウ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国・県と連携し、適切な措置を講ずる。

（市民生活部、産業振興部）

52 フレイル：加齢とともに心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態。

エ 市は、特措法第59条に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資もしくは役務又は市民経済上重要な物資もしくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（市民生活部、産業振興部）

(5) 埋葬・火葬の特例等

ア 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。（市民生活部）

イ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（市民生活部）

2 市民経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

市は、特措法第63条の2に基づき、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および市民生活への影響を緩和し市民の生活および地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（観光文化スポーツ部、産業振興部）

(2) 市民の生活および市民経済の安定に関する措置

水道事業者および下水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国や県と連携のうえ、水道水の安定的かつ適切な供給および下水道の機能確保に必要な措置を講ずる。（上下水道局）

注釈一覧

注釈番号	解説	P
1 新興感染症	かつて知られていなかった新しく認識された感染症で、そのまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあり、公衆衛生上問題となる感染症。	1
2 患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のあるものおよび無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。	6
3 業務継続計画(BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。	6
4 感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命および健康ならびに国民生活および国民経済に重大な影響が及ぶ事態。	7
5 基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。	7
6 プレパンデミックワクチン	将来パンデミック(感染症の世界規模での流行)を生じのおそれが高く、あらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。	7
7 大臣公表	特措法第14条に基づき、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ等が発生したと認めた旨の公表。	9
8 サーベイランス	調査、監視。感染症サーベイランスは感染症の発生状況(患者および病原体)のレベルや流行状況の調査、把握をすることを指す。	13
9 有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から、特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。	13
10 リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。	13
11 まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。特措法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。	13
12 緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命および健康を保護し、ならびに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。	13
13 積極的疫学調査	感染症法第15条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにするためにを行う調査。	14
14 ICT	情報や通信に関する技術の総称。	14
15 感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資および資材。	14
16 IHEAT要員	地域保健法第21条に規定する業務支援員。「IHEAT」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。	16
17 DX	デジタル技術の活用を通して生活やビジネスを変革すること。	16
18 国立健康危機管理研究機構(JIHIS)	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する専門家組織。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。	16
19 指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関および同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。	17
20 医療措置協定	感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。	17

注釈番号	解説	P
21 検査等措置協定	感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。	17
22 登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。	18
23 基本指針	感染症法第9条に基づき国が策定する感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針。	24
24 健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成6年厚生省告示第374号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所および地方衛生研究所等が策定する計画。	24
25 特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定される新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体が特措法および感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるものをいう。	26
26 緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨および緊急事態措置を実施すべき期間、区域およびその内容を公示すること。	26
27 臨床像	潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称。	41
28 季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち、毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。	44
29 感染症サーベイランスシステム	感染症法第12条や第14条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナ対応で活用した健康観察機能も有している。	44
30 ワンヘルス・アプローチ	人間および動物の健康ならびに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。	44
31 疑似症サーベイランス	感染症法第14条第7項および第8項に基づき、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、管轄区域内の医療機関の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求める制度。	46
32 全数把握	感染症法第12条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症について患者の発生届出を行うもの。	46
33 県健康環境センター	秋田県の保健衛生・環境行政を科学的・技術的に支援する役割を担う県の組織であり、県民の健康と本県の環境を守るために必要な様々な試験検査および調査研究に取り組んでいる機関。	46
34 双方向のコミュニケーション	情報の発信者からの一方の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。	49
35 居宅等待機者	検疫法第16条の2第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む）の規定に基づき検疫所長が一定期間（当該感染症の潜伏期間を考慮して定める期間）宿泊施設・居宅等での待機を要請した者。	52
36 健康監視	検疫法第18条第2項（同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第15条の3第1項（感染症法第44条の9第1項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。	52
37 濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。	54
38 健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。	54
39 特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。	57
40 登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。	57

注釈番号	解説	P
41 住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に著しく重大な被害を与え、国民生活および国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者および期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。	57
42 感染症指定医療機関	感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。	64
43 協定締結医療機関	感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか1つ以上の医療措置を実施する。	64
44 流行初期医療確保措置	感染症法第36条の9第1項に規定する、都道府県が病床確保により患者等を入院させ必要な医療を提供する医療機関又は発熱外来において患者等の診療を行う医療機関に対し、流行初期における医療の確保に要する費用を支給する措置。	64
45 県健康づくり審議会	秋田県健康づくり推進条例に基づき設置された基本計画等を審議する機関。	65
46 県健康づくり審議会新興感染症部会	秋田県健康づくり推進条例第25条第2項の規定に基づき設置された新興感染症対策に関することを所掌する感染症対策分科会の下部機関。	66
47 医療機関等情報支援システム(G-MIS)	全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器(人工呼吸器等)や医療資材(マスクや防護服等)の確保状況等を一元的に把握・支援するシステム。	75
48 後ろ向き積極的疫学調査	感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにするための調査。	80
49 前向き積極的疫学調査	感染症の発生を予防のため感染症の患者、疑似症患者、無症状病原体保有者、新感染症の所見がある者等を特定するための調査。	80
50 無症状病原体保有者等	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していない者。	81
51 個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。	84
52 フレイル	加齢とともに心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態。	88

秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年3月 策定

令和 7年8月 一部改正

令和 8年3月 改定

編集・発行 秋田市保健所健康管理課

〒010-0976 秋田市八橋南一丁目8番3号

電話 018-827-5250

FAX 018-883-1158

E-mail ro-hlhm@city.akita.lg.jp